

平成22年度 第1回 新上五島町行財政改革推進委員会

日時 平成22年9月2日(木) 13:30～16:30

場所 新上五島町役場 3階F会議室

1. 出席者

新上五島町行財政改革推進委員

荒木委員、柴田委員、田村委員、出口委員、道津委員、原節子委員、原豊満委員、松村委員、森下委員、山口委員、吉川委員、吉村委員、吉山委員

2. 次第

(1) 委嘱

(2) 副町長挨拶

(3) 新上五島町行財政改革推進条例の説明

(4) 委員自己紹介

(5) 会長、会長代理の選出

(6) 諮問

(7) 議事

(ア) 会議の公開について

(イ) 委員会の進め方とスケジュールについて

(ウ) 新上五島町行財政改革大綱及び実施計画について

(エ) 新上五島町の財政の現状について

(オ) 意見交換

(カ) 次回の開催日について

3. 主な内容

【副町長挨拶】

改めましてこんにちは。副町長の江上でございます。先ほども申し上げましたように、井上町長が長崎市に会議出席をいたしておりますので、悪しからずお許しをいただきますよう、お願いを申し上げます。

本日は、お忙しいところ、こういった厳しい暑さが続いている中にも関わりませず、しかも出口委員様には長崎からわざわざご出席をいただきまして誠にありがとうございました。

皆様方には、日頃から行政の各般にわたりまして、あたたかいご支援とご協力をいただいている中で、今回はまた行財政改革推進委員会委員へのご就任のお願いを申し上げましたところ、早速ご承諾を賜りまして重ねて厚く御礼を申し上げます。

ただいま、委嘱状を交付させていただきましたが、皆様方には、民間有識者の視点から、これまでの本町の行財政改革への取り組みをご検証いただき、第2次行財政改革大綱策定のため、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。

振り返りますと本町は、平成16年8月の合併後、財政危機への対応を迫られ、新たな視点に立った行財政運営を展開するべく行財政改革大綱を策定しまして、様々な改革に取り組んで

まいりました。

その中には、行政経費の無駄を徹底的に省くことを基本に、町職員給与の10%削減、業務見直しに伴う支所職員の削減、あるいはその一方で、各種手当の見直しなど町民皆様方のご理解とご負担がなければ実施できなかったものもごございます。これらの取り組みにより財政危機はひとまず避けられる見通しにありますが、本町の経済はまだまだ厳しく、また、国と地方を取り巻く状況も、依然として不透明なままであることは皆様方もご承知の通りでございます。

今回ご就任をいただきました委員の皆様方の中には、前回の行財政改革推進委員会で行革大綱の策定に向けてご尽力をいただきました方が5名いらっしゃいます。その大綱に基づく平成17年度から21年度までの5年間の効果につきましては現在作成中であり、次回の会議に提示をさせていただきますが相当額にのぼっております。そのご功績に対しましてこの機会をお借りしまして、改めて厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。今後前回の議論も踏まえたご意見をいただけるものと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

また、初めて委員をお引き受けいただきました方々には、新たな視点でのご意見がいただけるものと確信し、期待しているところでございます。初めての参加ということで気を遣われることも多々あるかと思いますが、私共が見落とししやすい要素、あるいは素朴な疑問というものが、実は根源的な問題につながっていることもままあると思います。どうぞ、ご遠慮なさらずに、率直なご意見をお聞かせいただきますように重ねてお願い申し上げます。

町職員にとって、厳しいご意見・ご叱責を賜るような場合もあるかもしれませんが、皆様方と同じく、私共もふるさと新上五島町を元気にしたいという想いで業務にあたっております。厳しいご意見も真摯に受け止め、今後につなげてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わりに皆様方の益々のご健勝とご活躍を心から祈念を申し上げまして、甚だ簡単でございますけれども開会のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

～ 会長選任～

（出口啓二郎氏を会長に選任）

～ 副会長選任～

（次回以降に選任することを決定）

【議長（会長）挨拶】

ただいま会長に選任されました出口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

先ほども自己紹介で申し上げましたように、私は旧新魚目町の出身で上五島高等学校を昭和33年に卒業してから大阪の学校に行き、県庁に入りまして、平成15年まで長崎県庁におりました。

第1回の行財政改革推進委員会におきまして、少しはふるさとの役に立てというお話があり、委員を務めさせていただきまして、答申したわけでございますけれども、その後の町の行政を外から眺めておりまして、頑張っておるなぁという印象強く持っておりました。後ほど説明が

あろうかと思えますけれども、当時委員会から答申した事項につきましても、真摯に対応していただいていると思えます。

しかしながらご案内のように、新上五島町も超高齢化社会を迎えております。さらになおいっそうの行財政改革をやっていかなければ行政がうまくいかないのではないかという気がいたしております。そういう意味におきまして、皆様の手元にお配りになったような諮問がなされたものという風に解釈いたしております。どうか委員の皆様には上五島の元気を考えて、将来、新上五島町に住んで良かったと、住みたいと思う町になるように真摯にご協議いただきまして、いい答申が出来るように一つよろしく願いたいと思っております。

何回も申し上げますけれども、一番町の実状を知っている人が、そこに住んでいる人が何とか自分の町を頑張らばいかんということが大切だと思っておりますので、どうかよろしく願いたいと思っております。

会議に際しましては遠慮せずに、思っていることをどんどん意見に出していただいて、その中から良い答申になるようにということで進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。まず「会議の公開について」ですが、これは、新上五島町附属機関等の設置及び運営に関する指針の第6において、「附属機関の会議は、運営の透明性及び公正な町政運営に資するため、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な審議運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りではない」とあり、「その公開又は非公開の決定は、附属機関の長がその会議に諮って行う」とありますので、皆様にお諮りするものです。

特に非公開とすべき理由は認められませんので、公開としたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

～異議なしの声～

それでは、会議を公開といたします。

次に「委員会の進め方とスケジュールについて」です。事務局案の説明をお願いします。

【事務局】

資料3に基づきまして、ご説明させていただきます。

委員会の進め方とスケジュールについてということですが、上段は先ほどの諮問の事項を記したものです。

具体的な進め方ですが、まず1つ目、これまでの検証と今後の方針等の検討、これを次回第2回から第5回までに行いたいと思っております。具体的な方法としましては、まず事務局の方でこれまでの取り組み状況についてご報告いたします。行財政改革大綱において7つの基本方針を定めておりまして、各方針ごとに各取組項目というのがございますので、これらについての実績報告となります。続きまして、その報告内容に関して皆様方からの質疑応答をいただき、3番目にその内容につきまして、今後の方針及びこれから取り組むべき項目について、意見をお聞かせいただき、意見交換をさせていただくという風な進め方を第2回から第5回までは考えております。

2番の方ですが、答申書の検討ということでこれは第5回と第6回ですが、これにつきましては皆様からご意見をいただいた内容を踏まえた上で事務局の方で叩き台を作らせていただくと考えておりますので、これを基に委員会で検討と修正をお願いできればと考えています。

具体的なスケジュールは裏をご覧ください。22年の9月が第1回ということで出来ましたら第2回を今月の下旬にもう一度お願いできればと考えているところです。10月に第3回、11月に出来れば第4回と第5回ということで、11月の第4回までで基本的に実績報告を終わらせていただいて、第5回と12月の第6回、ここで答申書の検討というスケジュールで今考えています。この12月の答申書を町長へいただいた後に、町の方で23年の1月以降の備考欄にありますけれども、行革大綱の素案を作ります。この素案についてパブリックコメント、町内の皆様からのご意見を募集させていただき、かつ地域審議会でご説明・ご意見を伺う機会を取らせていただきます。その後、それらの内容を踏まえた上で、修正したものについて2月の町議会でご意見をいただき、それをもって3月に行革大綱を策定する、それからその大綱の具体的な実施計画も同じく3月には策定をしたいと考えています。

下の注ですが、今後原則として本庁の会議室において、13:30～16:30に開催できればと考えております。それで2番ですが、今回はお送りしておりませんが、次回以降、資料をできるだけ早目に皆様方にお送りして、もし宜しければ目を通していただければ議論の方がよりスムーズにいくかなと考えております。3番ですが、色々お仕事のご都合などで参加できない場合は、事前にご意見等をお伺いして、ご報告するようなことも考えたいと思っております。

【議長】

内容について、ご意見等ございませんか。

【議長】

これでいきますと、22年度に大体作業が終わるわけですね。委員の職は24年度までとありますがそれはどのように考えておりますか。

【事務局】

今のところ、委員会の12月をもって基本的にはお集まりいただく機会はないと思っております。ただ、来年度以降について、進捗状況をご報告するなりそのような機会をさせていただく際には、ご足労ですがお集まりいただいてご意見を伺うようなことも検討しております。

【議長】

そうすると、議会に行革大綱を出して議会で修正等が出れば、また委員会を開くということも考えておられるのですか。

【事務局】

内容にもよると思いますが、こちらの方からご説明させていただいて、ご了承していただくとか、郵送でご意見をいただくとかそういったことも考えたいと思います。

【議長】

事務局案のとおり決定することに、ご異議ございませんでしょうか。

～異議なしの声～

それでは、今後このスケジュールに沿って、審議を進めてまいります。

次に「新上五島町行財政改革大綱及び実施計画について」を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

～資料4、5、6、8の概要説明～

(資料5によって、第2次行革大綱の「基本理念」と「基本方針」は、原則として現状と同じとするが、「基本方針」のうち「財政の健全化」のみ「財政運営の適正化」へ変更することを想定している旨説明。理由は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により新たに定義された「財政健全化計画」は、本町の財政状況からすると策定不要となるので誤解を避けるためであることを説明。)

【議長】

個別具体的な取り組み状況の説明は今後ということですが、全体的な事柄について、何かご質問はございませんか。

【委員】

資料5の体系図について、先ほどの説明の中で、基本方針の財政の健全化を消して財政運営の適正化となっておりますが、財政の健全化と財政運営とは少し違うのではないかと思います。また、資料6の新上五島町行財政改革実施計画として基本方針1、財政の健全化は具体的にこういう取り組みをしますとありますが、これはいいのでしょうか。

【事務局】

資料6の方ですが、前回の大綱に沿って作っている計画です。前回の大綱というのは財政の健全化という名称で進めておりましたので、この実施計画については、あくまでも財政の健全化ということでこれまでも取り組んできております。ですので、先ほどご説明したのは、皆様からのご意見を元にあらためて作る大綱、その部分からできれば「財政運営の適正化」という表現にした方が誤解を招かないのかなと考えております。そのような表現でよければ、ご指摘いただいた資料6の実施計画を今後も作る必要がありますので、このなかでは、「財政の健全化」ではなく、「財政運営の適正化」という表現で記載させていただくことになると思います。

【議長】

続きまして、「新上五島町の財政の現状について」を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

本町の財政の現状について、配布資料の資料7「新上五島町の財政の現状について」を用い

て説明させていただきます。

まず、資料の構成について申し上げますと、1ページは「平成21年度決算状況」でありませんが、全体の決算規模や収支について記載しております。

次の2ページは「財政健全化計画と成果の概要」であります。平成17年度から平成21年度までの5年間の計画と決算の比較を行っております。

3ページは「直面する財政運営上の課題」でありまして、歳入歳出の両面から特記すべき事項を記載しております。

次の4ページから19ページまでは、「平成21年度決算に基づく財政状況についての自己診断表」となっておりますが、本町の財政力指数や経常収支比率を始めとして、主な財政指標等について、類似団体の比較を行った分析や平成20年度決算との比較などを行っております。

20ページはA3判の片袖折となっておりますが、財政健全化計画の中期財政収支の計画と実績に係る総括表であります。21ページと22ページは、その歳入歳出の項目について、決算額の主な内訳を記載したものであります。

23ページは中期財政収支計画による収支改善効果の実績額一覧であります。24ページは、その効果実績額について内容を抽出したものを記載しております。

25ページと26ページは、各種の財政指標や歳入歳出について、計画と実績をグラフで表示したものであります。

27ページから30ページにかけては、地方財政に係る主な用語の解説をつけさせていただいております。

それでは、内容を説明させていただきます。

1ページをご覧ください。平成21年度の決算状況であります。ここに()書きで暫定値と未定稿とありますのは、全国の決算分析が確定していないこと及び議会への説明がまだ終わっていないことなどを考慮してのことではありますが、この数値が確定値になるものと思っております。

また、耳慣れない財政用語が多数出てくると思いますが、概略についてお聞きいただいて、専門的なことは資料の後ろに財政用語集をつけておりますので、後で確認していただくか、お尋ねくださるようお願いいたします。

上段の表の平成21年度決算を見ていただきますと、歳入総額が199億9600万円、歳出総額が196億4900万円で、歳入から歳出を単純に差し引いた形式収支は3億4700万円、この額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支は2億2400万円となります。また、平成21年度末の町の貯金に相当する基金残高は36億7900万円、町の借金にあたる地方債の現在高は306億9300万円となっております。基金残高は平成20年度と比較しまして5億9000万円増加し、地方債現在高は14億2400万円減少しております。

16ページの財政計画の概要をご覧ください。真中の方に太枠で囲んでいる「21決算」という欄がございます。この欄のうち、上から3段目の地方交付税は97億2200万円で、歳入の約49%を占めております。本町の財政がこの地方交付税に大きく依存していることが如実に示されております。

中ほどの歳出総額のうち、人件費の21決算は39億6400万円、その2行下の公債費は40億4000万円、その次の投資的経費は40億5100万円で、歳出総額に占める割合は

それぞれ約20%であります。この3つの項目で歳出の60%以上を占めております。

1ページにお戻りください。下段の財政指標の状況は、財政状況の健全性をみるものでありますが、実質赤字比率及び連結赤字比率は、黒字ですので赤字なしとなっております。また、実質公債費比率が16.1%、将来負担比率が131.3%となっております。

2ページをご覧ください。財政健全化計画と成果の概要であります。平成17年度に策定した財政健全化計画と平成19年度に計画の見直しを行った改訂版による取り組みの成果を検証するために、各年度の実際の決算状況との比較を行いました。

平成18年度の計画と決算との比較のうち、基金残高の欄を見ていただきますと、計画額7億5700万円に対して、決算額18億1100万円で、10億5400万円の増となっております。これは、合併特例債のソフト分を活用しまして、10億円の基金積立をしたことが要因であります。その横の町債残高の欄を見ていただきますと、計画額354億7200万円に対して、決算額358億8900万円で、4億1700万円の増となっております。この主な要因は、町債の借り換えを行ったことによる補償金分が増加したことによるものであります。

このほか、費目ごとには特別な要因による変動はありますが、全体的にはほぼ計画どおりの取り組みが行なわれました。

資料の13ページをお開きください。2番目の表の「積立基金残高」をご覧ください。左側に財調と書いてありますが、財調とは財政調整基金の略で、一般的な行政経費に当てることのできる基金です。その次の減債とは減債基金の略で、借り入れた地方債の償還のための基金であります。その次の特目とは特定目的基金の略で、名前のとおり特定の目的のために積み立てられた基金の合計であります。

平成21年度末の基金残高36億7877万3000円のうち、財政調整基金は16億5881万円となっております。行革への取り組みを行った結果、一応の目安であります。標準財政規模の10%というところを上回るところまでできております。

14ページをご覧ください。上の方の「将来にわたる財政負担と積立金」ですが、これは類似団体の平均との比較であります。類似団体とは、全国の市町村を人口と産業構造（産業別就業人口）を基に類型化したものであります。

この表の財政調整基金と減債基金の現在高を人口一人あたりの額で見ますと、新上五島町が9万2226円、類似団体が4万3843円となっており、本町の基金現在高は、類似団体と比較して4万8383円多くなっておりますので、まず良好な状況といえます。しかしながら、上段の地方債現在高を人口一人あたり額で見ますと、新上五島町が131万8934円、類似団体が31万7169円で、本町の借金は類似団体平均と比較して約4倍となっております。一人あたりにして約100万円も多く、将来への負担が大きいため、今後も行財政改革の推進に努め、健全な財政運営を図らなければならないことが分かります。

3ページにお戻りください。このような状況の中で「直面する財政運営上の課題」は、歳入の面からは「普通交付税の合併算定替」、歳出の面からは「公債費の抑制」があげられます。

まず、地方交付税について簡単に説明いたしますと、所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税の国税の一定割合を割いて、一般財源が不足する地方自治体に配分されるものでありまして、その94%が普通交付税で残りの6%が特別交付税となります。また、最近ではこれらの税収が減少しているため、地方が必要とする総額を確保できなくなっており、これを埋めるた

めに臨時財政対策債という地方債を各自治体が発行して、その償還額については、後年度に普通交付税で算入するという手法がとられております。

ここで、「普通交付税の合併算定替」について説明させていただきます。本来、普通交付税は一つの自治体ごとに算定されますが、当時の合併特例法によりまして、合併してからの10年間は合併がなかったものと仮定して、合併前の自治体ごとに算定し、それらが合計されます。そしてこの算定された普通交付税が保障されます。その後、5年間でこの保障額は、1割、3割、5割、7割、9割と削減され、合併後16年目からは本来の算定額となります。この普通交付税算定の特例措置のことを「合併算定替」と申しまして、本来の一自治体としての算定法を「一本算定」と申します。

これを本町に当てはめると、平成26年度までは旧5町ごとに算定された普通交付税の合計額が全額保障されますが、平成27年度からは合併算定替による保障額が減少(1割、3割、5割、7割、9割)していきます。そして、平成32年度からは新上五島町一町として算定された普通交付税となります。これが一本算定となります。本町の主となる歳入は、平成21年度決算の交付税が49%でございました。そのようなことを考慮すれば、その影響がいかに大きいかは推察いただけることと思います。

中段の表の右端をご覧ください。平成22年度の臨時財政対策債を含む普通交付税の合併算定替の数値は94億2400万円、一本算定の数値は69億1000万円で、合併算定替による増加額(合併補障額)は25億2300万円となります。これは、合併特例法による措置がないと仮定すれば、本町の今年の歳入予算から25億2300万円減少するということであります。ですので、合併の特例がなければ、今年度の予算からは25億2300万円減らした予算で歳入を計上しなければならないということになります。

このようなことから、合併算定替による増加額が減少し始める平成27年度からと、一本算定となる平成32年度以降を見据えた財政運営が必要になります。

次に、公債費の抑制について説明させていただきます。先ほど、一人あたりの額について類似団体との比較でも申し上げましたが、地方債の残高が依然高い状態にあることから、町の借金返済にあたる公債費は高水準にありまして、歳出予算に占める割合も高く、行政経費を圧迫しております。

下段の表にありますとおり、平成16年度の合併時点で400億を超えていた地方債残高は、発行額の抑制及び繰上償還の実施などにより、平成21年度末において306億9300万円まで減少しております。なお、平成22年度については見込の数値であります。

現在の厳しい経済状況や雇用状況への対応、及び生活環境整備などのために必要な事業を行う上で、自主財源である税収が少ない本町にとっては、財政運営上、地方債の借入れはどうしても避けてとおることができません。しかしながら、本町の財政を健全なものとするためには、現在の島内経済状況等に配慮しつつも、長期的な視点からの財政運営が求められています。

これまでの、第一期の平成21年度を期限とした健全化計画は、合併直後の危機的な財政状況を打開するために、緊急避難的な措置を中心として構成されたものであります。今後は、これまで進めてきた財政再建に重きをおいた取り組みの成果を踏まえつつ、健全な財政とするため、財政運営の適正化の取り組みへの軸足を移していくことが求められていると思っております。

専門用語が多く、長くなりましたが、以上で本町の財政の現状についての説明を終わらせていただきます。

【議長】

本日は時間の都合上、「財政の現状について」の概要説明にとどめますが、次回の委員会においては、前回行革大綱で定めた「財政健全化」のための具体的な実施状況について検証し、委員会として意見をまとめたいと思います。

これまでのところで、何かご意見・ご質問ございませんか。あるいは、次回このような資料を提供して欲しい等のご意見があればお願いします。

【委員】

平成21年度の計画と実績が大分違っているのはなぜでしょうか。

【事務局】

平成21年度の計画と決算に乖離がみられますが、これは国の経済対策の関係で地域活性化生活対策臨時交付金や経済危機対策交付金、そういった交付金が多数交付されました。それともない予算規模が増えたということでもあります。

【委員】

積立基金残高の特目にはどんなものが何種類あるのですか。この明細は公表できるのでしょうか。

【議長】

今の質問はどういったことだったのでしょうか。

【委員】

資料13ページ、積立基金残高の特目の内訳についてお聞きしたいのですが。

【事務局】

明細の公表はできます。

特目とは特定目的基金ですが、地域づくり基金や文教施設、水産業など色々な目的ごとにあります。100万単位の基金から億単位の基金まであります。

今、お手元に資料をお配りいたしました。左側に財政調整基金、減債基金、まちづくり基金とありますが、まちづくり基金からふるさと応援基金までを特定目的基金と申します。まちづくり基金と地域づくり基金は名称が似ている関係でどう違うのかと思われるかもしれませんが、過去に交付税で算入された時に作った地域づくり基金という名前の基金があるのですが、これは今、地域のソフト事業としては、花づくりや公民館の改修等の補助金に使わせてもらっております。まちづくり基金というのは、町のこれからの計画の中で使っていく基金であります。

一番端の右側から2番目に12億6288万8500円となっておりますが、この中の10

億は合併特例債を用いて積んだ分であります。旧合併特例法で合併した自治体には合併特例債の発行が認められておりまして、一般的な公共事業にあてるものと基金を積み立てて原資として果実を使ったり、償還が終わってしまったら取り崩して使えるというものがございます。それを一部活用して10億円を今積んでいるということでもあります。

そして下のほうにオータムジャンボ分配金というものがありませんが、その上に文教施設整備基金というのがあります。この中にもオータムジャンボの資金が少し含まれております。

長寿社会福祉基金や国民宿舎整備にかかる実施設計の基金等ありますが、国民宿舎整備にかかる実施設計基金は、今回温泉荘の方に着手することによって、22年度末でなくなるということになります。

また、一番下の方に中小企業振興貸付や特定団体特別融資資金がございまして、これは定額運用基金と申しまして、これは取り崩すことなく運転資金として使うものであります。なので、奨学資金であればこれを原資に貸し付けて、また返済があったものはその基金に戻し、次の方にまた貸し付けるという目的で使う基金でございます。ですのでこれを崩してどうこうというものではございません。

【事務局より資料7の補足】

資料6ページのレーダーチャートをご覧ください。真中に太線で六角形がありますが、これは類似団体の標準的なもので、この太線の中にきちんと収まってしまえば標準的な団体ということになります。太線から大きくはみ出した線がありますが、これが新上五島町の全体であります。

一番上の方は、人口一人あたりの地方債現在高ですが大きく突出しております。415.8%多いということになっております。財政力指数は、逆に類似団体の38.9%にしかならないということになります。唯一良いのは、人口一人あたりの基金現在高が類似団体よりも外側にグラフが出ているということでもあります。

歳入(人口一人あたりの額)ですが、やはり地方税が太線よりも内側に入り込んでしまって、交付税は大きく外側にはみ出してしまっているということで、交付税に頼っている財政運営ということがお分かりいただけだと思います。そして、国庫支出金と地方債も大きく外にはみ出してあります。借金と国からの補助金と交付税でまかなわれているということが表れております。

歳出(人口一人あたりの額)ですが、これは全ての経費が類似団体よりも外にはみ出してあります。積立金のはみだすのは貯金が増えていくことですので良いことなのですが、その他の経費は他の経費を圧迫する、将来的にも厳しくなるということを表しております。

この具体的な数値が5ページのレーダーチャート基礎数値という表でございます。経常収支比率、起債制限比率等ありますが、右側の比率が類似団体に比べてどうなのかということですが、比率が100になれば類似団体の平均と同じだということになりますが、100を超えて数値が大きくなると、先ほどのグラフのように大きくはみ出すという形になります。

【議長】

意外に思ったのですが、類似団体と比べて新上五島町は建設補助が5倍ほど多いのはなぜなのでしょう。

【事務局】

類似団体の数値ですが、基本的に決算が確定して翌々年にしかこちらの方にデータが届きませんので2年間のずれが発生します。平成21年度は国の経済対策の関係でかなり交付金がつきましたので、普通建設事業の補助が増えたということでございます。第一期の行財政改革の計画を作ったときは、公共事業を大きく落しまして、17、18の普通建設事業は落しております。その経済対策の関係で、膨れ上がったということでございます。

【委員】

2週間ほど前の長崎新聞に交付税関係の記事が掲載されていましたが、県内の団体の状況がとてわかりやすく載っていましたよね。

【事務局】

8月22日の長崎新聞ですね。検証市町村合併ということで記事が載っておりました。今度は9月26日に行政サービス編が出ることになっております。

類似団体という漠然としたものよりも、隣町の状況を比べた方が分かりやすいということもございますので、次回はその資料もつけさせていただきます。

【委員】

財政改革大綱の中で、財政の健全化が財政運営の適正化に変更になりますが、基本的な考え方は変わっていないということでしょうか。

【事務局】

財政健全化という言葉を使うと財政健全化団体と誤解されることがあります。中身としては変わらずに色々な取り組みをしていかなければいけないと思っております。

【事務局】

当町では定員適正化計画を作っておりまして、平成28年度までに職員を400名体制にする形で計画を進めております。今のところ定年で退職される方と定年前の早期退職者がおられまして、毎年度予想外の早期退職者がおられます。今の状況では1年早い段階で400名体制をクリアする形になっております。

【事務局】

ちなみに、資料4行革大綱の15ページをご覧ください。下の方に「定員管理と給与の適正化等」とあります。主な取り組みの中に、定員の適正化を推進し計画期間中に64人削減するというので、平成17年4月時に職員数591名だったのを、平成22年4月で527名にしようという計画だったのですが、実績としては平成22年4月で493名になっております。計画よりも削減のペースは早くなっていると言えます。

【委員】

新聞には職員数439名と載っていましたが。

【事務局】

通常、予算には一般会計と特別会計があります。財政を分析する時はいろいろなやりとりをして普通会計というふうに丸めます。普通会計の数値で財政の状況は見ます。

新聞に載っているのは普通会計の中の職員数で、493名というのは町全体の特別会計も含む職員数ということです。

数字が分かりづらいと思いますが、財政を分析するとなると、他の比較をする上では普通会計という手法を取らざるを得ないということになります。

【委員】

普通会計に入らない職員というのはどのような職種なのですか。

【事務局】

簡易水道、病院、診療所等そういった関係が入りません。

【事務局】

普通会計の類似団体との比較で、新聞では439名になっていると思います。実際は493名なのですけれども、消防職員の捉え方がこの中に入っていない。そのような関係で54名の差が出てきております。職員の給与実態調査等で493名となっております。

【委員】

長崎や佐世保も消防職員は入っていないのですか。

【事務局】

先ほど申し上げました普通会計と一般会計の職員数の関係と、439名と493名の差は新聞の計算の仕方の関係で、この場合は消防職員の数となります。

合併する前は、広域圏という消防署になっていたのですが、今は合併して一つの町が消防職員を抱えているということです。他はまだ広域圏のような消防職員の持ち方がありますので、その捉えた方が違ってくるのでここは消防職員を抜いて比較しているようです。

【委員】

人件費の件で質問なのですが、例えば前回県庁でかなりの残業が問題になりましたが、新上五島町でも残業に対する取り組みはやっておられますか。

【事務局】

本町では、毎週水曜日をノー残業ディという指定をしております。第1水曜日と第3水曜日には家庭サービスをするために、退庁の呼びかけも水曜日の朝に放送を定期的に行っております。実際は、残業をなるべくやらないような形で各々の課にも注意をしております。必要がない場合には退庁という形を取っております。ほとんどの場合、職員は6時までに退庁しております。

基本的には、残業は出来るだけしないということで、予算は本俸の2%に規制しております。災害など、特殊事情があった場合には特別に予算措置をする場合もあります。

【議長】

ご意見・質疑事項なども出尽くしたようでございます。

今回いただいたご意見について、答申の中で反映できるものにつきましては反映いたします。

～次回日程協議～

(9/28を案として再度連絡する)

～閉会～